

<700号記念>

## 「共済と保険」700号に寄せて

日本保険学会 理事長  
日本大学 危機管理学部長  
福田 弥夫

<700号記念企画について>

本誌が700号を迎えるにあたり、これまで様々な論考をお寄せいただいた研究者の方々を代表して、日本保険学会理事長 福田弥夫氏と、日本協同組合学会会長 石田正昭氏にご寄稿をいただきました。

また、昨今の環境変化（規制の動向）を踏まえ、協同組合の理念と共済事業の本質、特に保険事業との異同をどのようにとらえるべきか、共済団体に何が求められているのかをテーマとして、『現代共済論』（2012年）等の著書のある明治大学商学部教授 押尾直志氏に論じていただきました。

<編集部>

### 1. 「共済と保険」と「共済理論研究会」

「共済と保険」700号記念号の発行に際し、日本保険学会を代表してお祝いのメッセージをおくります。

1956年6月に呱呱の声を上げた「共済と保険」は、途中編者及び出版者の変遷もありましたが、60年間にわたり共済、保険そして協同組合を研究する者にとって、情報共有の場であると同時に研究報告の場としても大変に重要な役割を果たして参りました。「共済と保険」に掲載された研究論文は、それぞれの領域における最先端の研究であり、今後の共済、保険そして協同組合の発展に寄与するものです。ここに、60年間の長きにわたり、「共済と保険」の発行に尽力されてきた皆様に対し、その努力に敬意を表すると同時に、学問的貢献に心から御礼申し上げます。

700号記念号にあたり、私と「共済と保険」そして「共済理論研究会」との関係を振り返りながら、これからの共済、保険そして協同組合について、アメリカを参考に考えてみたいと思います。

さて、これまで「共済と保険」に掲載されてきた論文の多くは、日本共済協会が主催する「共済理論研究会」における研究成果です。現在は26名の学者と実務家で構成されるこの研究会ですが、1989年に5名の研究者に実務家を加えた

メンバーでスタートし、これまで共済、保険そして協同組合に関連する貴重な研究成果を上げてこられました。この研究会は学会を代表する気鋭の研究者を中心として運営されており、そこでは最先端の議論が展開されています。24年も前のこととなりますが、私は1992年に研究会での報告の機会をいただきました。八戸大学助教授の時です。報告のテーマは「アメリカにおける非営利法人法と協同組合類似の保険主体—カリフォルニア州を中心として—」というものでした。この報告は後に「共済と保険」第35巻5号以下に掲載されました。

なぜこのテーマを選んだかと申しますと、1990年7月から1991年9月までカリフォルニア大学ヘースティングス法科大学院に留学していた私は、1991年の春学期に客員教授としてバージニア大学からおいでになった故ジョン・ヘザリントン教授のセミナー（非営利法人と相互会社）に参加し、アメリカの非営利法人法を研究する機会に恵まれたからです。ヘザリントン教授は、アメリカにおける相互会社や非営利法人研究の第一人者で、セミナーでは、非営利法人や協同組合に関する多数の判例を教材にすると同時に、1991年6月に出版された「Mutual and Cooperative Enterprises An Analysis of Customer-owned Firms in the United States」（相互会社と協同組合企業・アメリカにおける利用者が所有する企業体の分析）の最終ドラフトを利用して議論が進められました。これを何とか日本に紹介したいと考えておりましたが、石山卓磨先生のご尽力によりこの書を翻訳する機会に恵まれ、石山卓磨監訳「アメリカの協同組合と相互会社」（成文堂、1996年）は、日本共済協会叢書として出版されました。日本共済協会の皆様のご理解とご協力がなければ実現が難しい地道な翻訳プロジェクトでしたが、アメリカの協同組合と相互会社をめぐる最新の

議論を紹介することができたと考えています。

## 2. 共済と保険に関する論争の行方

共済と保険はどこが同じでどこが違うのかという同質性と異質性の問題は、これまで「共済と保険」に掲載された論文や「共済理論研究会」における報告テーマを見ても分かる通り、古くて新しく、そして永遠のテーマでもあります。しかし、保険法の制定によって、少なくとも契約法のレベルでは共済と保険の扱いに異なりはなくなりました。これからは、組織法を通じての両者の違いに関する議論が深化して行くものと思われませんが、その歴史的や思想的な背景は別として、今後どのような展開を見せて行くのかは非常に興味深いところです。商法・保険法を専門とする者にとっては、何らかの事業を行う場合の企業形態の選択は、予定する事業の内容や規模と必要となる資金、資金の調達方法、出資する者の責任、経営形態や組織などの要素はもちろんのこと、税への対応が重要です。これはアメリカも同様であって、内国歳入法の税の特典を受けられるのか、あるいは受けられないのかは、企業形態の選択の重要な要素となっています。

「…金融と農業の双方における相互企業の役割とは、金融会社の場合にはサービスの買い手に、協同組合の場合には農業生産者に、利益をもたらすべく市場を拡大することでした。相互企業が、私企業が供給することに失敗したサービスを供給する市場の創造物である以上、この相互企業を生み出した市場の条件が変化すれば、相互企業は私企業に転換するか、さもなければ私企業にとってかわられてしまいます。…注目すべき残されている問題は、次代のおもなる展開が投資家所有の企業から従業員と年金基金所有を通じての相互企業への転換ということ

になるかということです。この兆候はいくつか見られるのですが、しかし、これまでのところ、この方向へ向けての傾向があるといいきれるほどには十分ではありません。…」これは、1994年にヘザリントン教授が書かれた日本語版への序文の一部です。20年前のアメリカや日本経済社会と現在のそれとを重ね合わせた場合、読者の皆さんはどう感じるでしょうか。

### 3. アメリカにおける協同組合の活用

資本主義が最も進んだアメリカにおいても、協同組合は活発な活動を見せています。アメリカ農務省の「Rural Business-Cooperative Service」(田舎のビジネス-協同組合)部局によって隔月で発行されている「Rural Cooperatives」という雑誌があります(<http://www.rd.usda.gov/publications/rural-cooperatives-magazine>) (ウェブ版)。

この雑誌は、1934年の発行で、当初は農業協同組合を対象としたものでしたが、1996年に名称を変更し、農村部における公益事業協同組合や消費者協同組合にまで対象範囲を広げました。最新号(2016年7月・8月号)の内容を簡単に紹介すると、農業協同組合に直接関係する記事などが多いのですが、農村部における協同組合と地域振興の記事や各州における協同組合法の立法状況などを紹介するものもあり、アメリカの協同組合法を学ぶ者にとって貴重な存在です。アメリカ農務省のこの部局は、協同組合に関するパンフレットや研究報告書あるいは統計表なども発行しており、いずれもウェブで公開されています。最新のパンフレットは本年5月に発行された「Coops 101: An introduction to Cooperatives」(協同組合入門)でして、日本にも大変参考になる内容です([http://www.](http://www.rd.usda.gov/publications/publications-)

cooperatives)。農務省の他にも協同組合に関する情報を提供する組織は多数あり、カリフォルニア州のCalifornia Center for Cooperative Development (協同組合促進センター (<http://www.cccd.coop/>) や中西部のCooperative Development Services (<http://www.cdsus.coop/home>) の情報に注目しています。

日本ほどの極端な少子高齢化や中山間地域における極端な人口減少は生じていないアメリカですが、やはり都市部への人口集中は生じているようで、農村部で経営的になりたなくなっただいくつかのビジネスを協同組合化する事業の紹介などがされています。また、営利企業がサービスを提供できない分野での協同組合によるサービス提供は、アメリカにおける協同組合発祥原因のひとつでもあります。資本主義の高度に発達したアメリカにおいて、21世紀に入り新たな協同組合の需要が発生しているのは興味深いことです。最近では、チャイルドケアの分野における協同組合の意義も見直されているようですが、これがどこまで発展してくるかに注目しているところです。ただ、オバマケアの提唱の下でスタートしたケンタッキー州のヘルスケア協同組合は、わずか2年の運営で清算に追い込まれてしまいました。これは、オバマケアの考え方や協同組合形態の利用に問題があったというよりは、オバマケア自体が高度に政治問題化し、絶大な政治力を有していると指摘されているアメリカの健康保険業界による反対運動などの結果ではないかと思えます。

### 4. アメリカのフラタernal組合(友愛組合)にみる共済類似の制度

これまで多くの方から「アメリカに共済のような制度は存在するのか」という質問をいただきました。その答えは「イエス」になります。

フラターナル組合、小規模相互会社そしてレシプロカル保険者などが共済類似の制度提供者として存在しています。ここでは生命保険の起源の1つともいわれるイギリスで発生したフラターナル組合のアメリカでの状況について簡単に紹介したいと思います。

フラターナル組合はアメリカにも移植され、現在でも活動を継続している団体が数多くあります。ミネソタ州の私の友人も、その1つである「Moose Lodge」のメンバーとして各種の活動に参加する一方、いざという時にはメンバーに提供される生命保険によって保護されます。フラターナル組合はロッジシステムという独自の運営制度によってメンバーの意思決定などが行われ、協同組合としての強い色彩を帯びており、メンバーに対してそのベネフィットとして生命保険や傷害保険などを提供しています。もっとも、すべてのフラターナル組合がそのような形態のみで保険を提供しているのではなく、メンバーシップを拡大し、いろいろな形で積極的な生命保険や医療保険への加入を募っているものが多いようです。

アメリカの生命保険ファクトブック（2015年版）によりますと、アメリカで生命保険を販売しているフラターナル組合は81（2014年）あり、2004年と比較すると27減少していますが、10年間の減少率は株式会社や相互会社のそれよりも低い傾向にあります。

アメリカのフラターナル組合のうち、最大の資産を有し、キリスト教関係者への積極的な金融商品の販売を行っているのがThrivent Financial for Lutherans（日本共済協会の横溝大介氏が現在駐在中）でして、日本の大規模共済と類似した金融商品を多数提供しています。フラターナル組合自体が日本人にとってなじみの薄いものであるうえ、短期間の訪問による関係者への聞き取りや、文献を利用した調査研

究だけでは正確に理解することが困難な制度であります。今後の研究によって、アメリカのフラターナル組合の保険への関与実態が次第に明らかにされることを期待しています。

## 5. 共済の監督法規制のこれから

アメリカに共済類似の制度があることと、その保険に関する監督制度が日本と同じであるかは別の次元の問題です。フラターナル組合は、保険の提供とその他の友愛活動や社会活動などを主目的としており、基本的には中小規模の組合が中心のようです。もっとも、Thriventのような大規模な組合もあり、複数の州（中には全米全州）において保険の事業免許を取得して活動していますが、フラターナル組合の保険事業は、各州の保険法によって規制されていることに注意が必要です。もっとも、フラターナル組合の特性から、加入資格を限定し、かつ保険業の運営を主目的としないフラターナル組合に対しての保険法適用免除をする州もあります。細かく検討していきますと、保険法の適用を受けられるものの、一定の規制についての適用を免除されているものもあるようです。

保険とのイコールフィッティングを求める内外からの主張に対しては、アメリカにおけるフラターナル組合の規制のあり方が、今後の方向性を探るヒントとなるかもしれません。

800号記念号に向けて「共済と保険」紙上での議論の深化を期待しています。